振込登録サービス (登録総合振込・登録給与振込) 利用規定

1. (振込登録サービス振込依頼書用紙の発行等)

湘南しんきん振込登録サービス(登録総合振込・登録給与振込)のお取扱いにあたっては、予め振込日と振込金額を除く振込依頼内容(振込種別、振込先、入金科目、口座番号等)をご指定のうえ当金庫にお届けください。当金庫は、振込登録サービスをご利用いただくために振込登録サービス振込依頼書用紙を発行します。

2. (手数料)

振込登録サービスのご利用にあたっては、当金庫所定の手数料(振込手数料と月額利用料)をいただきます。手数料 改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。なお、改定内容は店頭に掲示し、個別の通知は省略させていただき ます。

3. (振込の依頼)

- (1) 振込のご依頼にあたっては、振込登録サービス振込依頼書用紙に振込指定日、振込金額その他の所定の事項を正確 に記入してください。
- (2) 振込登録サービス振込依頼書は、そのサービス内容により以下の日時までに提出してください。
 - ① 登録総合振込の場合は、振込指定日の1前営業日正午まで
 - ② 登録給与振込の場合は、振込指定日の3前営業日正午まで

4. (振込資金等の指定預金口座から引落し)

- (1) 振込資金はご指定預金口座から引落しいたしますので、そのサービス内容により以下の日時までに振込金額と振込 手数料の合計額をご指定預金口座にご入金してください。
 - ① 登録総合振込の場合は、振込指定日の1前営業日窓口営業時間内まで
 - ② 登録給与振込の場合は、振込指定日の3前営業日窓口営業時間内まで
- (2) ご指定預金口座からの引落しについては、普通預金規定(総合口座規定を含みます)および当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けず当金庫所定の方法により処理をいたします。
- (3) 前(1) の引落しにおいてご指定預金口座の残高が、振込登録サービスの契約によって支払うべきものと、振込登録サービスの契約以外によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちのどれを支払うかは当金庫の任意とします。

また、振込手数料および月額利用料についても同様の方法で処理いたします。

- (4) 月額利用料は振込の有無にかかわらず、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に、前月分の利用料を後払いにて 当金庫所定の方法により、ご指定預金口座から引落しいたします。
- (5) ご指定預金口座の残高が振込指定日においても、なお、振込金額と振込手数料の合計金額に満たないときは、特に通知せず振込を取り止めます。

5. (免責)

振込登録サービスの取扱いについてかりに紛議が生じても、当金庫の責によるものを除き当金庫は責任を負いません。

6. (解約)

- (1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、ご契約先からの解約通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。
- (2) ご指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

7. (規定の準用)

この利用規定に定めのない事項については、当金庫「振込規定」により取扱います。

8. (規定の変更)

- (1) この利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上